

令和8年度 東かがわ市コミュニティ助成修繕等対応事業補助金の概要と申請方法

コミュニティ活動(獅子舞や太鼓等自治会で行う祭り)に必要な祭具や備品の緊急な修繕に関する事業に対して、助成を行っております。

申請を希望される場合は、事前に地域創生課までご連絡ください。提出資料等をお渡しします。

○補助金額

補助対象経費の3分の2以内(補助対象経費は下限額5万円、上限額 100 万円)

○対象事業

コミュニティ活動に必要な祭具や備品等の緊急な修繕に関する事業。

ただし、年度内に事業が完了するものに限る。

(例:獅子頭、油単、太鼓、衣装等)

○対象外事業

次のいずれかに該当する事業は、補助金の対象外となる。

1. 複数年度にまたがる事業
2. 毎年繰り返し実施されている事業
3. 当該申請の年度から過去2年度間において、同様の内容で採択された事業
4. 従来から実施している事業の財源の組み替え又は他事業の事務負担の軽減を主とする事業
5. 他の整備補助金等の交付を受けて行われる事業

○対象団体

対象となる団体は、次のいずれかに該当する団体である。

ただし、宗教団体、営利活動その他活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は対象外とする。

1. 住民が自主的に組織した営利を目的としない団体
2. 協同組合
3. その他市町が特に認める団体

○申請書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 収支予算書(様式第2号)
- 添付書類
 - 事業実施主体規約
 - 令和8年度事業計画及び予算書
 - 積算根拠となる見積書等
 - 修繕の必要性が分かる既存備品の写真 等

(裏面に続く)→

○申請期限

令和8年2月26日(金)

※予算額に達すると、その年度の申請を締切するため、申請書を提出する前に一度地域創生課へ連絡すること。

○問合せ先

東かがわ市総務部地域創生課 地域づくりグループ 担当:栗原

TEL:0879-26-1276 FAX:0879-26-1366